

清流

平成 27 年 8 月 1 日発行

平成 27 年度



みどり
水土里ネット
安曇川沿岸
(安曇川沿岸土地改良区)

第27号



安曇川合同井堰 ～安曇川床止工より～

目次

- ◆ 理事長挨拶、総代会について 2
- ◆ 総代・新役員の紹介について
平成 27 年度連絡調整員の紹介について 3
- ◆ 台風 18 号合同井堰災害復旧事業について 4
- ◆ 一般会計平成 25 年度決算、平成 27 年度予算について
県営かんがい排水事業等について 5
- ◆ お知らせ、職員関係、その他 6

ごあいさつ

理事長 川島 平

盛夏の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。日頃より当土地改良区の業務運営並びに事業の推進に対しまして、格別のご理解とご協力を賜りまして心より厚く御礼申し上げます。

このたびの役員改選にあたりまして、再度理事長の職に推挙頂きました。もとより微力ではございますが任務の重責を自覚し、業務の遂行に全力を尽くして参る所存でございますので、組合員の皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いております。特に大幅な米価の下落は我々農業者にとって農業経営を圧迫し、更には大詰めを迎えつつある TPP 交渉の行方によっては大きな影響が懸念されるところであります。このような中で農業は、安心安全な食糧の供給、国土の自然環境の保全、良好な景観の形成など多面的な機能を持って地域社会に貢献して参りました。農業農村を支える農業用水の供給は農業の根幹をなすものです。

当土地改良区が管理している施設は、既に 50 年以上が経過しておりますが、今日まで計画的に改修整備がされて参りました。しかしまだ多くの未改修区間があり、順次整備を進めているところです。

現在進めている施設の整備状況につきましては、合同井堰の災害復旧工事は 26 年度よりの繰越工事を施工して完了の予定です。幹線水路では、左岸では上古賀・下古賀で、右岸では長尾・田中で県営事業として継続して改修整備を進めています。

灌漑用水につきましては、田植え時期の晴天続きや山間部の保水力の減少、また農作業の集中等により用水が不足している状況です。加えて安曇川の河床低下により三重生井・饗庭井からの取水も年々困難となっております。今後とも組合員皆様の節度ある取水にご協力頂きますようお願いいたします。

今後とも、当改良区の適切な管理運営並びに施設の効果的な維持管理に役職員一同取り組んで参りますので、組合員各位の一層のご支援ご協力を切にお願い申し上げます。

第 65 回通常総代会を開催

平成 27 年 3 月 14 日開催の通常総代会において議案審議の結果、下記の 14 議案が全て原案どおり可決決定致しました。

【総代会提出議案】

- 第 1 号議案 安曇川沿岸土地改良区定款の一部変更について
- 第 2 号議案 安曇川沿岸土地改良区規約の一部変更について
- 第 3 号議案 平成 26 年度一般会計収支補正予算第 2 号及び繰越明許費について
- 第 4 号議案 平成 26 年度地区除外決済金特別会計収支補正予算第 2 号について
- 第 5 号議案 平成 27 年度安曇川沿岸土地改良区事業計画（案）について
- 第 6 号議案 地区除外決済金算定基準の変更について
- 第 7 号議案 平成 27 年度役員報酬について
- 第 8 号議案 平成 27 年度組合費の賦課徴収方法について
- 第 9 号議案 歳計現金の預入先について
- 第 10 号議案 一時借入金について
- 第 11 号議案 長期借入金について
- 第 12 号議案 平成 27 年度一般会計収支予算について
- 第 13 号議案 平成 27 年度地区除外決済金特別会計収支予算について
- 第 14 号議案 平成 27 年度退職給与積立金特別会計収支予算について



総代の紹介 (敬称略)

任期満了に伴い、去る4月27日に執行した総代選挙の結果、次の40名の方が総代として当選されました。

任期は平成27年5月6日から、平成31年5月5日までの4年間です。総代の皆様におかれましては、何かとお世話になりますが、よろしくお願い致します。

第1選挙区 (定数 7人・安曇川町)

下古賀 佐野 昇
下古賀 井上 公一
上古賀 平井 勝巳
上古賀 平井 清次
長尾 中村 忠治
中野 中村 英明
南古賀 西澤 伸一

第2選挙区 (定数 11人・安曇川町)

馬場 熊谷 清
仁和寺 林 秀男
上寺 横井 秀人
沖田 奥井 昭彦
三田市 吉中 岡村 博賢
南市 市安 枝原 雄
十八川 枝中 谷 勇
十八川 枝中 谷 信
五番領 三重生 村 茂
三重生 谷 尋志

第3選挙区 (定数 7人・安曇川町)

三尾里 土井 惣太郎
三尾里 土井 好和
西万木 岩根 和彦
西万木 地村 博富
西万木 井保 吉文
青柳 白井 茂三
青柳 柴田 敬三

第4選挙区 (定数 9人・新旭町)

新庄 戸島 忠雄
新庄 大藤 耕平
川原市 岡田 明信
井ノ口 多谷 治二
安養寺 桑原 隆彦
北畑 吉廣 和清
北畑 高大 江和
藁園 藁園 清水 昭

第5選挙区 (定数 6人・新旭町)

五十川 中村 義之
今市 上田 充昭
山形 堀本 義昭
森入 江水 重一
霜降 清津 大輔
針江 水津 大輔



平成27年度 連絡調整員の紹介 (敬称略)

組合員の皆様には、連絡調整員様より、配布物の送付やご連絡をさせていただきます。連絡調整員の皆様には、一年間いろいろとお世話になりますが、ご協力の程、よろしくお願い致します。

安曇川町

下古賀区 西村 新吾 北出区 石島 一明
上古賀区 入江 輝美 三尾里区 区 康昭
長尾区 岡本 喜代治 西万木区 区 清治
中野区 中村 英明 五番領区 区 広清
南古賀区 北村 都喜夫 馬場区 区 伊久男
下ノ城区 安原 井治之 三重堺区 区 徳雄
仁和寺区 村山 雅和 上寺区 区 勇三
佐賀区 中村 義利 十八川区 区 柳
沖田区 霜降 利 青柳区 区 柴田 散

新旭町

新庄区 増田 裕義 今市区 市井 区 上田 田原 充
川原市 谷早 昌史 平井 井井 区 川島 原 齋
井ノ口 山崎 次隆 田森 区 入江 田 伊
安養寺 多胡 隆雄 堀川 区 八坂 田 重
北畑 本庄 幸均 山形 区 尾野 久
藁園 清水 均司 霜降 区 野 弘
太田 饗庭 長和 深江 区 福立 義
針江 足立 哲 五十川 区 足立 功
辻沢区 足立 功



新役員 紹介

任期満了に伴い、去る5月23日開催の「第83回臨時総代会」において、新役員として次の方々が選任されました。

任期は、平成27年6月7日から、平成31年6月6日までの4年間です。

◆ 理事長 ◆

新旭町旭 川島 平

◆ 副理事長 ◆

安曇川町田中 平井 太喜三

◆ 理事 ◆

新旭町新庄 大藤 兵市

◆ 事業担当理事 ◆

新旭町熊野本 桑原 善一

◆ 会計担当理事 ◆

安曇川町田中 中川 幸雄

安曇川町西万木 岸 信治

◆ 総括監事 ◆

安曇川町中央 菅浪 静一

◆ 監事 ◆

新旭町安井川 伊藤 善治

安曇川町常磐木 吉田 儀次

安曇川町南古賀 清水 秀雅
新旭町北畑 清水 文和

平成 25 年度 台風 18 号豪雨

安曇川合同井堰災害復旧事業

平成 25 年 9 月 15 日～16 日の台風 18 号豪雨により、当改良区が管理しております安曇川合同井堰固定堰の底が抜けるなど、非常に大きな被害を受けました。

このため、国の災害復旧事業の採択を受け、固定堰上流部の復旧工事を平成 25 年度に施工し、平成 26 年度には、固定堰下部及び下流部の復旧工事を 2 期工事として着手し、平成 27 年 3 月に完了致しました。

又、下流部において護床ブロックが流失していることが判明した為、本年 11 月以降に 3 期工事として着手し、平成 27 年度末をもって全て完了する予定です。

安曇川増水の状況 (平成 25 年 9 月 16 日)



合同井堰下流復旧状況



① 下流部工事前



② 土のうによる締切と
薬液注入による止水



③ 下流エプロン被災状況



④ 固定堰底の空洞充填完了



⑤ 下流エプロンの復旧



⑥ 下流 2 期工事完了

平成 25 年度 一般会計収支決算の報告をいたします
(平成 26 年 10 月 25 日 (土) 第 82 回臨時総代会が開催され、可決されました)

◆収入 208,316,661 円				◆支出 190,258,665 円			
	決算額	予算額	増△減		決算額	予算額	増△減
1. 組合費	50,616,170 円	49,986,000 円	630,170 円	1. 事務所費	22,105,625 円	22,985,000 円	△879,375 円
2. 借入金	18,700,000 円	18,700,000 円	0 円	2. 維持管理事業費	127,880,487 円	139,227,000 円	△11,346,513 円
3. 補助金	15,494,000 円	15,402,000 円	92,000 円	3. 償還金	3,306,534 円	3,404,000 円	△97,466 円
4. 交付金	8,100,000 円	8,100,000 円	0 円	4. 負担金	27,128,695 円	28,211,000 円	△1,082,305 円
5. 雑収入	1,468,739 円	937,000 円	531,739 円	5. 財産費	5,079,204 円	5,088,000 円	△8,796 円
6. 財産収入	0 円	1,000 円	△1,000 円	6. 諸費	4,758,120 円	5,286,000 円	△527,880 円
7. 繰入金	104,364,181 円	104,365,000 円	△819 円	7. 予備費	0 円	1,000,000 円	△1,000,000 円
8. 繰越金	9,573,571 円	7,711,000 円	1,862,571 円	8. 繰越金	0 円	1,000 円	△1,000 円

収入 208,316,661 円 **支出** 190,258,665 円
差引額 18,057,996 円を平成 26 年度へ繰越いたしました

平成 27 年度 一般会計収支予算の報告をいたします
(平成 27 年 3 月 14 日 (土) 第 65 回通常総代会が開催され、可決されました)

◆収入 157,717,000 円				◆支出 157,717,000 円			
	本年度予算額	前年度予算額	増△減		本年度予算額	前年度予算額	増△減
1. 組合費	49,700,000 円	49,761,000 円	△61,000 円	1. 事務所費	18,927,000 円	20,917,000 円	△1,990,000 円
2. 借入金	11,600,000 円	16,300,000 円	△4,700,000 円	2. 維持管理事業費	25,043,000 円	65,593,000 円	△40,550,000 円
3. 補助金	85,443,000 円	78,260,000 円	7,183,000 円	3. 償還金	3,717,000 円	3,525,000 円	192,000 円
4. 交付金	3,600,000 円	1,000 円	3,599,000 円	4. 負担金	17,494,000 円	24,872,000 円	△7,378,000 円
5. 雑収入	720,000 円	719,000 円	1,000 円	5. 財産費	84,771,000 円	33,503,000 円	51,268,000 円
6. 財産収入	1,000 円	1,000 円	0 円	6. 諸費	6,765,000 円	5,365,000 円	1,400,000 円
7. 繰入金	6,112,000 円	5,153,000 円	959,000 円	7. 予備費	1,000,000 円	1,000,000 円	0 円
8. 繰越金	541,000 円	4,580,000 円	△4,039,000 円	8. 繰越金	0 円	0 円	0 円

平成27年度 県営かんがい排水事業の概要

	基幹水利施設整備型 安曇川左岸地区	基幹水利施設保全型 安曇川右岸Ⅰ地区	基幹水利施設保全型 安曇川右岸Ⅱ地区	基幹水利施設保全型 安曇川左岸2期地区
事業内容	県営左岸幹線水路改修	県営右岸幹線水路補修	県営右岸幹線水路改修	県営左岸幹線水路改修
事業年度	平成21年度～平成28年度	平成25年度～平成28年度	平成25年度～平成28年度	平成26年度～平成31年度
施工場所	安曇川町上古賀地先	安曇川町長尾地先	安曇川町田中地先	安曇川町上古賀・下古賀地先
全体事業費	796,000,000円	118,000,000円	118,000,000円	660,000,000円
本年度事業費	70,000,000円	30,000,000円	30,000,000円	30,000,000円
改良区負担金	7,000,000円	3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円
本年度施工内容	用水路工(バイブインバイブエ法) 附帯工 用地補償 測量試験	幹線用水路工 借地補償 測量試験	幹線用水路工 用地補償	用地補償 測量試験

こんなときは、届出が必要です。

- ◎農地の **売買・贈与・賃借・交換** などをしたとき
- ◎農業者年金受給のため **経営移譲** したとき
- ◎生前贈与または、組合員死亡により **名義変更** したとき
- ◎組合員の **住所を変更** したとき



このように組合員様の変更があるときは
『組合員資格得喪通知書』（耕作権移転届）
を提出して下さい

- ◎田を **宅地等に転用** したとき
- ◎田を **公共事業用地として転用** したとき
(道路・公園・河川等)
- ◎田を **畑に転用** したとき (地区除外申請)



このように田がなくなるときは
『農地転用等の通知および意見書交付願
・地区除外申請書』
を提出して下さい

- ※ 各種届出用紙が必要な場合やご不明な点がある方は、土地改良区までお気軽にお電話下さい。(電話 0740-33-0009)
- ※ 農地転用等の通知および意見書交付願は、高島市農業委員会にてお受け取り下さい。
- ※ 資格の異動(名義変更)や農地転用(地区除外)の届出は、土地改良法第43条の規定により組合員様から土地改良区へ通知することが義務付けられています。

**届出のない場合は、売買・賃貸・転用などがあっても台帳の変更はされません。
賦課金は、そのまま賦課されますので、ご注意下さい。**

決済金について

平成27年度決済金単価 1㎡当り 197円

農地転用(地区除外)した面積に応じ、決済金がかかります。

土地改良区受益地内の土地を除外(資格の喪失)する場合は、土地改良法第42条の規定により、「土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない」とされています。

◇ 決済金とは・・・

土地改良区施設の維持管理費は組合員の皆様からいただいている賦課金(組合費)でまかなっているため、転用等により面積が減ると、残った農地(組合員)がその負担を負うことになります。維持管理費の増大と面積の減少により残った農地への負担が過重にならないよう、負担の公平を図るため農地転用等により土地改良区から除外する際には決済金を納めていただいております。公共事業等で買収された場合も、同様に決済金が発生いたします。

督促手数料について

平成25年度より、賦課金督促状が発布されますと、100円を督促手数料として加算し徴収しています。

賦課金は、納期限内のお支払いをよろしくお願い致します。
また、口座自動振替をご契約されていない方には、納め忘れがなく、お支払いの手間もいらない口座自動振替をお願いしております。詳しくは土地改良区まで、お問い合わせ下さい。

職員人事

【新規採用】(平成27年4月1日付)

主事補 小島みすず

4月から新しく採用されました、小島みすずと申します。慣れない事もたくさんあり、皆様にはご迷惑をお掛けすると思いますが、どうぞよろしくお願い致します。



前次長 田中保子は、平成27年3月31日をもって退職致しました。

● お願い ●

・公平な配水を実施するため、
用水のかけ流しは、おやめください。

・かけ流しは、用水不足をまねく原因となりますので、
水門、田んぼ水口の適切な管理をお願いいたします。



・刈った草やゴミなどを水路に落とさないで下さい。
水路が詰まる原因となります。